

[事案 28-278] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 12 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

脳梗塞による入院について入院給付金を請求したところ、入院期間の一部は約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったため、全期間の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

陳旧性脳梗塞のため約 2 か月間入院したが、入院給付金が最初の 3 日分しか支払われなかった。しかし、以下の理由により、残りの入院期間についても、平成 25 年 10 月に契約した医療保険にもとづく入院給付金を支払ってほしい。

- (1)本入院は、医師より指示されたもので、自分も体調が悪く、脳梗塞にかなりの恐怖心を持っていたことから、入院の必要性があったため、約款上の「入院」に該当する。
- (2)仮に全期間の入院は認められないとしても、MR I 検査があった日ではなく、医師の説明があった日まで入院給付金を支払うべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院の一部は約款に定める「入院」には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院の原因となった疾病は、陳旧性脳梗塞のみで、新たな脳梗塞の発生はなかった。また、リハビリ適応ではなく、日常生活動作にも特に問題はなかった。
- (2)入院 3 日後には頭部MR I 検査で異常なしと認められており、それ以降は、医師による治療が必要な場合に当たらない。
- (3)申立人の治療内容は通院によって十分に可能なものであり、自宅での治療が困難なものではない。

<裁定の概要>

1.裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、当事者からMR I 画像等を入手し、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2.裁定結果

上記手続の結果、不支払期間の入院について約款上の「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。